

令和6年度 宮崎県・市町村合同動産公売会 ガイドライン

このたびは『宮崎県・市町村合同動産公売会』にご参加いただき、誠にありがとうございます。

内容をよくお読みの上、入札いただきますようお願いします。

円滑な公売手続きへの御理解と御協力をよろしくお願いします。



目 次

公売参加にあたっての注意事項	1
公売の流れ	2
1 入札	2
2 開札	4
3 最高価申込者の決定・売却決定	4
4 追加入札	4
5 消費税及び地方消費税相当額	4
6 買受代金の納付	5
7 落札物件の引渡しの方法	5
8 売却決定等の取消し	5
9 その他	6
【委任状記載例】	7
【共同入札代表者の届出書兼持分内訳書記載例】	8

公売参加にあたっての注意事項

- 1 公売公告、見積価額公告及び公売財産の明細書は各公売財産の公売事務を担当する執行機関(以下「執行機関」という。)に写しが備え付けてありますので御覧ください。
公売財産の明細書は県ホームページでも御覧いただけます。
- 2 公売手続の詳細については、1ページからの「公売の流れ」を御覧ください。
- 3 入札に際しては、あらかじめ閲覧に供されている公売公告及び関係資料を必ず確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿等を閲覧するほか、十分な調査を行った上で入札してください。
- 4 執行機関は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 5 買受人が公売財産の買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。
なお、取得に許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。
- 6 売却決定後、代金納付及び物件の引渡しの際に次のものが必要となります。
※(3)から(5)までは、該当する場合のみ必要となります。
 - (1) 印鑑(個人が入札する場合は印鑑、代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印)
 - (2) 本人確認に関する証明(本人確認のため、おいでになる方(代理人が入札手続を行なう場合は、代理人本人)の本人確認に関する証明を呈示又は提出していただくことがありますので、マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。)
 - (3) 代理人が入札、買受代金の持参または物件の受取りを行う場合は委任状(複数の公売財産に入札する場合は、物件区分ごとに必要)
 - (4) 法人名義で入札する場合は商業登記簿謄本など、所在地と代表者名を証明できるもの
 - (5) 共同入札をする場合は共同入札代表者の届出書兼持分内訳書
- 7 物品は全て中古品扱いです。苦情・返品・返金はお受けしません。
- 8 公売公告後、公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず確認してください。
- 9 御不明な点は、各公売財産の執行機関(公売物件明細書参照)までお問い合わせください。
(公売会全体の運営等についてのお問い合わせは、
宮崎県総務部税務課 地方税徴収対策担当 0985-26-7020)

公売の流れ

1 入札

(1) 入札方法

① インターネット(宮崎県電子申請システム)による入札(以下、インターネット入札)

宮崎県電子申請システムにおける入札の入力フォーム(以下、「入札フォーム」という。)のURLにアクセスして、入札に必要な情報を入力します。

URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys/7437972066925432185>

※右のQRコードを読み取ると入力フォームが表示されます。



(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

② 窓口(来庁)による入札(以下、窓口入札)

入札箱を設置している窓口で「入札書」を受取り、必要事項を記載の上、用紙を4つ折りにして、入札箱に投函して下さい。

入札書(入札フォーム)には下記の事項を記載してください。

- ・ 入札の年月日(インターネット入札の場合は不要)
- ・ 物品番号(入札物品が特定できないので、窓口設置の一覧表等をご確認の上、必ず記入、インターネット入札の場合は入札したい物品番号を選択)
- ・ 住所・氏名(ふりがな)
- ・ 電話番号(日中に確実に連絡がつくもの)
- ・ 入札金額
- ・ 追加入札希望金額
- ・ メールアドレス(インターネットからの入札の場合は必須)

※金額の書き損じを訂正した入札書は無効となりますので、書き損じたときは、新しい入札書を使用してください。

※来庁入札の場合は、閉庁時の入札は受付できません。

※入札書記載の際は、ボールペンを使用し、楷書体で丁寧な文字で記入してください(鉛筆、シャープペンシルでの記入は無効と判断します。消えるボールペンなども不可とします)。

※文字や数字が読み取れない場合は、入札が無効と判断されます。

(2) 入札期間等

① **インターネット入札** : 令和7年2月25日(火)～3月2日(日)

【全日】午前0時～午後11時59分

② **窓口入札** : 令和7年2月25日(火)～2月28日(金)

【全日】午前9時～午後5時

※インターネット入札では、入札終了日の令和7年3月2日(日)午後11時59分までに入札情報が送信完了されていない場合、入力手続きの途中であっても入札に参加できませんので、時間に余裕をもって入力してください。

(3) 注意事項(共通)

- ① 入札者は、入札を希望する物件区分番号ごとに入札価額を記入(入力)してください。
- ② 入札の際に記入(入力)する氏名及び住所は、住民登録上の氏名・住所(法人にあっては、商業登記簿上の商号・所在地)を記入(入力)してください。
※入札者氏名や住所が不十分なもの(氏名がフルネームでない、住所が字、小字等までしかない等)は、入札が無効となります。
- ③ 一度行った入札は、入札期間内であっても、変更または取り消しをすることはできません。
- ④ 入札者は、同一物件区分番号について、2回以上の入札をすることはできません。
同一物件区分番号に2回以上入札した場合は、その物件区分番号にかかる入札の全てが無効となります。
- ⑤ 代理人が入札した場合で、最高価申込者となった場合は、代金納付の際に代理権限を証明する委任状を提出してください。代理人が買受代金の持参や物件の受取りを行う場合、代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも委任状が必要です。(6ページの記入例を参考にしてください。)
- ⑥ 共同入札をする場合で、最高価申込者となった場合は、その中から代表者を指名して、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」等の書面に、代表者名、入札者各人の持分、物件区分番号を記載のうえ連署・押印して、代金納付の際に提出してください。
また、共同入札代表者の代理人が入札手続きをするときは、「共同入札代表者の届出書兼持分内訳書」等の書面及び、共同入札代表者の方からの委任状が必要です。(7ページの記入例を参考にしてください。)
- ⑦ 下記の要件に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。
 - ア 買受人の制限(国税徴収法第92条)、公売参加者の制限(国税徴収法第108条、暴力団排除条例)等により買受人となることができない者。
 - イ 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者。

2 開札

日時：令和7年3月6日(木) 10時

場所：宮崎県庁附属棟 306号室

3 最高価申込者の決定・売却決定

令和7年3月7日(金)(2の開札結果の集計作業後)に、物件区分番号ごとに、最高価申込者を決定します。

入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者を、最高価申込者とします。

売却決定は、最高価申込者に対して行います。

最高価申込者に決定した方へのみ、開札後2日以内(土・日・祝日は除く)に出品団体より、電話またはメールにてお知らせいたします。最高価以外の方には連絡いたしません。

※ 電話による連絡は、開札時間内の午前9時～午後5時ごろを目安に行いますので、受電の際には、必ず応答してください。やむをえず応答できない場合は、折り返しの連絡をお願いします。

※ 複数の出品団体の物品を落札された場合は、出品団体ごとに連絡が入ることとなり、出品団体ごとに今後の手続きについてご確認いただく必要があります。

※ 電話番号やメールアドレスの誤記入により連絡がつかない場合や、送信したメールがメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、買受代金の納付を納付期限までに確認できない場合は、その原因が最高価申込決定者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、落札決定を取り消すことがあります。

4 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が2名以上いるときは、その方同士により追加入札を令和7年3月6日(木)の開札後に行います。

追加入札については、入札の際にあらかじめ追加入札希望金額を記入(入力)していただき、その額により追加入札を行うこととします。

追加入札希望金額については、最高価が同額となった際に必要となりますので、入札金額以上の金額を記載してください。

※ 記載のない場合は、入札金額と同額で追加入札したとみなします。

※ 追加入札においてもなお同額となった場合は、「くじ」による抽選となります。

※ 抽選については、当公売会の事務局である県税務課において自動抽選を行うこととなります。

5 消費税及び地方消費税相当額

消費税法上で課税対象となる公売財産については、見積価額、入札価額、売却決定価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。

このため、売却決定は入札価額をもって行います。

6 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、令和7年3月14日(金)までに、買受代金の全額を執行機関が指定した方法にて納付してください。

正当な理由がなく期限までに買受代金を納付しない場合、その事実があった後2年間、公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

※ 振込による場合、振込手数料は落札された方の負担となります。

※ 買受人が公売財産の買受代金を全額納付したときに、買受人に危険負担が移転します。
なお、取得に許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときとなります。

7 落札物件の引渡しの方法

落札した公売物件は、代金納付後、各執行機関が指定する場所(方法)において、現況有姿で引き渡します。引渡しの際には、次のものが必要となります。

※(3)から(5)までは、該当する場合のみ必要となります。

- (1) 印鑑(個人が入札する場合は印鑑、代理人が入札する場合は代理人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印)
- (2) 本人確認に関する証明(本人確認のため、おいでになる方(代理人が入札手続を行なう場合は、代理人本人)の本人確認に関する証明を呈示又は提出していただくことがありますので、マイナンバーカード、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。)
- (3) 代理人が入札、買受代金の持参または物件の受取りを行う場合は委任状(複数の公売財産に入札する場合は、物件区分ごとに必要)
- (4) 法人名義で入札する場合は商業登記簿謄本など、所在地と代表者名を証明できるもの
- (5) 共同入札をする場合は共同入札代表者の届出書兼持分内訳書

8 売却決定等の取消し

以下の場合には、その売却決定等の取消しをします。

(1) 最高価申込者決定の取消し

ア 売却決定前、公売財産にかかる徴収金(県税又は市税等)について完納の事実が証明されたとき。

イ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

(2) 売却決定の取消し

ア 売却決定後、買受人が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる徴収金(県税等)について完納の事実が証明されたとき。

イ 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき。

ウ 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき。

9 その他

(1) 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立等があった場合には、最高価申込者並びに買受人は、その不服申立等による滞納処分の実行の停止がされている間は、入札または買受けを取り消すことができます。

(2) 権利移転の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。

ただし、法令等の規定により許可、登録等を要する公売財産については、関係機関の許可、登録等を経たときでなければ、権利移転の効果は生じません。

(3) 権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。

(4) 権利移転の手続き

権利移転に伴う手続きは買受人が行います。

(5) 各種様式について

入札に必要な様式は、県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kurashi/zekin/kobai/dosan/godo.html>

【委任状記載例】

委 任 状

令和〇年×月□日

宮崎県〇〇県税・総務事務所長 殿

市(町)の物件に入札する場合は、「〇〇市(町)長」宛となります。

委任者

住所(所在地) 宮崎市△△2丁目1-4

氏名(名称) 株式会社 ××商事
代表取締役 宮崎 史朗 (印)

電話番号 0985-26-0000

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

落札した公売物件を買い受ける方について記入します。(法人の場合は代表者印が必要です。)

記

受任者

住所 宮崎市△△1丁目1-2

氏名 宮崎 幸子

電話番号 0986-12-0000

入札等をお願いする方の住所・氏名等を記入します。

委任事項

令和〇年度宮崎県・市町村合同動産公売会の公売に関する次の事項

- 1 入札手続きに関する権限
- 2 上記1に付帯する一切の権限

(注意事項)

- (1) 委任状に使用する印鑑は、個人の場合は認印、法人の場合は代表者印です。
- (2) 委任状には、必ず上記の印鑑を押印してください。
- (3) 委任者が法人の場合は、氏名又は名称欄に法人名・代表者の資格及び代表者名を必ず併記してください。
- (4) 複数の物件に入札する場合は、物件区分ごとに提出してください。

【共同入札代表者の届出書兼持分内訳書記載例】

市（町）の物件に入札する場合は、「〇〇市（町）長」宛となります。

(入札用)

共同入札代表者の届出書兼持分内訳書

令和 年 月 日

(執行機関名)長 殿

令和4年度宮崎県・市町村合同不動産公売会において、次の公売財産の入札者全員を代表し入札手続き等を行う者(入札書等の提出者、公売保証証書の宛名となる者等)として、次のとおり共同入札代表者を定めたので届出します。

代表で入札する方を記入します。

買受を申し込む売却財産の売却区分番号	共同入札代表者氏名

共同入札者(共同入札代表者を含む)	住所(所在地)	氏名(名称)	持分	印鑑
		□□□□-□□□□		
	□□□□-□□□□			
	□□□□-□□□□			
	□□□□-□□□□			
	□□□□-□□□□			
	□□□□-□□□□			
	□□□□-□□□□			

すべての共同入札者について記入してください。

同じ姓の方がいる場合に、同じ印鑑を使わないでください。

※ 共同入札者が9名以上の場合は、記載できない共同入札者全員を別紙に記載し、共同入札代表者の届出書に貼付して提出してください。

【注意事項】

- 共同入札代表者の届出書は、入札を行う公売財産ごとにそれぞれ作成してください。
※ 共有できない公売財産については共同入札はできません。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同入札者は、共同で入札に参加する全ての者を記載し、押印してください。また、公売財産の持分についても事前に入札者間で決定の上、必ず記載してください。
- 書き損じたときは、訂正をしないで新しい共同入札代表者の届出印を作成してください。